

事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化する中、早期の**事業再生**に向け**計画**を作成し、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援する保証制度です。

制度概要	
申込人資格要件	法律で定められたいづれかの計画(当該計画に係る債権者全員の同意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。(詳細については裏面をご覧ください。)
保証限度額	【事業再生計画実施関連特例枠】2億8,000万円(無担保8,000万円) ※一般枠と別枠
対象資金	事業資金(ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る)
保証期間	・分割返済 15年以内(据置期間 5年以内 を含む。) ・一括返済 1年以内
貸付利率	金融機関所定利率
保証人	必要に応じて徵求することとする。 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者を連帯保証人に徵求しない。 【経営者保証免除対応】 次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。 ①直近の決算が資産超過であること。 ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。
保証料率	・責任共有制度対象の場合 0.8% ・責任共有制度対象外の場合 1.0% ※経営者保証免除適用の場合はそれぞれ0.2%上乗せ
保証料補助	・責任共有制度対象の場合 0.6%相当の額を国が補助 ・責任共有制度対象外の場合 0.8%相当の額を国が補助 ※経営者保証免除適用の場合、上乗せされる0.2%相当分も国が補助 実際のお客様負担はいざれも 0.2%相当の額
担保	必要に応じて徵求することとする
添付資料	① 事業再生計画 (詳細については裏面をご覧ください。) ②経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合に限る)
取扱期間	令和3年4月1日～令和6年12月31日当協会保証申込受付分

事業再生計画について

申込資格要件に該当する計画は以下のとおりです。

- ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ②認定支援機関及び産業復興相談センターの指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- ⑪経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- ⑫認定支援機関が経営改善計画策定支援事業(通称405事業)によって策定を支援した事業再生の計画

事業再生の計画は以下の内容を満たす、又は含む必要があります。

- ①債権者間の合意がとれているもの
- ②申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- ③計画期間中の各事業年度の收支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

※計画書のひな形がございますので、信用保証協会へお問合せください。

